

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 動物取扱業の登録を要する取扱いとして、動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競

りの方法により行うこと等を定めること。

(第一条関係)

第二 この政令は、平成二十四年六月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

第三 所要の経過措置を設けること。

(附則第二条関係)